

社会福祉法人南関町社会福祉協議会  
虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人南関町社会福祉協議会虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員（以下「委員会」という。）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、社会福祉法人南関町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることをないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止並びに人権の擁護に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会事務局長とする。
- (2) 委員は、本会サービス管理者及びサービス提供責任者と各部署のリーダーとする。
- (3) その他、委員長が必要と認める者。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、年1回以上開催し内容を記録する。

- 2 本会において虐待事案が発生した場合には随時、委員長が招集し開催する。
- 3 委員会が開催される時、身体拘束等の適正化のための対策についても検討し内容を記録する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 職員セルフチェックリスト（全社協「障害者虐待防止の手引き」）を職員に実施し、その結果に基づいた調査を必要あるごとに実施する。
- (2) 前号の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、委員会に報告する。
- (3) 前号や虐待が発生した事案について状況、背景等を記録し、蓄積されたデータを基に分析を行う。
- (4) 虐待防止、身体拘束等防止・適正化のための対策を委員会で年1回以上検討し、その結果を本会職員に周知徹底する。
- (5) 虐待防止・身体拘束等防止・適正化に係る研修計画を年1回以上立てて、行うこととする。
- (6) 苦情や事故等の問題が虐待につながる恐れがある場合には、委員会においても問題解決や対応方法について検討する。

(委員会・委員の責務)

第5条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、本会職員の虐待防止意識の向上や虐待防止に関する知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員は、日頃より障害者虐待防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法のみならず、障害者及び高齢者の権利宣言等の知識の習得に努めるものとする。
- 3 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは本会職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

社会福祉法人南関町社会福祉協議会虐待の防止指針  
(本会における虐待の防止に関する基本的考え方)

(本会における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 本会では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、障害者虐待に該当する行為のいずれも行いません。

(虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会その他法人内の組織に関する事項について)

第2 当法人では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会」を組成します。なお、本委員会の委員長は事務局長、委員はサービス管理者及びサービス提供責任者と各部署のリーダーで構成します。

2 相談支援を行う事業や、取り扱う事項が複数の事業に渡る場合には、他の会議と一体的に行う場合があります、加えて南関町地域虐待防止対策連絡協議会と連携して虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会を開催する場合があります。

3 虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会は、必要に応じて委員長が招集します。

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のようなプログラムなどを実施します。

- (1) 障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
- (2) 障害者権利条約の理解
- (3) 成年後見制度の理解
- (4) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- (5) 早期発見・事実確認と報告等の手順
- (6) 発生した場合の改善策
- (7) 身体拘束等の適正化に関すること

3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第4 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。虐待者が虐待防止責任者であった場合は、事務局長に相談します。

2 虐待防止責任者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が虐待防止責任者の場合は、事務局長が代行します、また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待に関する相談・報告が虚偽であった場合、又は虐待ではなく過失によるものであったと確認された場合以外は、南関町地域虐待防止対策連絡協議会に報告を行います。また当人に対応の改善を求め、理事会に諮り必要な措置を講じます。

4 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待の防止及び身体拘束等の適正化委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

- 5 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて南関町地域虐待防止対策連絡協議会に報告します。
- 6 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

- 第5 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待防止の適正化推進のために必要な事項)

- 第6 第3に定める研修会のほか、虐待防止に関する外部研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。